

平成24年度 医薬分業指導者協議会 平成25年3月28日

地域医療における薬剤師の取り組み 《日本薬剤師会の取り組み》

(公社)日本薬剤師会
常務理事 永田 泰造

新たな医療計画作成指針(厚生労働大臣が定める基本方針)

- ① 二次医療圏の設定について
医療機能の分化・連携を推進するため、医療計画の実効性を高めるよう、二次医療圏の設定の考え方を明示
- ② 疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進
疾病・事業ごとのPDCAサイクルを効果的に機能させるよう見直し
- ③ 在宅医療に係る医療体制の充実・強化
在宅医療について、達成すべき目標、医療連携体制等を記載
- ④ 精神疾患の医療体制の構築
精神疾患を既存の4疾病に追加し、医療連携体制を構築
(4疾病5事業 → 5疾病5事業)
- ⑤ 医療従事者の確保に関する事項
- ⑥ 災害時における医療体制の見直し

※平成23年12月16日「医療計画の見直し等に関する検討会」取りまとめ

〇〇県保健医療計画より(1)
第3章 第一節
医療機関の機能分化・連携の促進

・住民・患者の立場に立った医療提供体制の構築

－プライマリ・ケアの充実とその中心的役割を担うかかりつけ医

・中心的役割はかかりつけ医(歯科医、薬剤師)

【今後の課題】

－かかりつけ薬剤師の普及啓発

－かかりつけ薬剤師に対する研修

〇〇県保健医療計画より(2)
第4節7 医薬関係

1 医薬分業の推進～薬を正しく安全に使うために～

【現状と課題】

－ジェネリック医薬品を含めた患者にとって最善の処方

－かかりつけ薬局によるおくすり手帳などを活用した薬歴の一元管理

－より十分な服薬指導による

「薬物療法の有効性」「安全性の向上」

【今後の方向】

－面分業の充実

・相互作用や重複投与のチェック

－薬局機能情報の適切な公表

－薬局及び薬剤師の資質向上並びに患者サービスの向上

・医薬品の情報開示、相互作用や重複投与のチェックを県民が見えるように

〇〇県保健医療計画より(3)
第4節7 医薬関係

2. ジェネリック医薬品(GE)の使用促進

【現状と課題】

- 特に、老人医療におけるGEの使用促進
- 県民へのGEに対する正しい知識の普及啓発
 - 全ての医薬品にGEがあるという誤解
 - GEに対する医療関係者の不信感

【今後の方向】

- ジェネリック医薬品使用促進会議の設置
- 県民のジェネリック医薬品に対する意識の高揚

第5次地域保健医療計画改定に向けて

- 5疾病5事業及び在宅医療に薬剤師がどのように係わるかが重要
- 議論の経緯(論点)
 - ①がん、②脳卒中、③急性心筋梗塞、④糖尿病、⑤精神疾患、どの分野においても薬物治療及び在宅医療が発生する。
 - 特に在宅療養に関しては、薬剤師に係る薬物治療が重要。
 - 地域医療連携における取組には薬局薬剤師が不可欠。
 - 疾病ごとに考えても、病院・診療所・保険薬局・訪問看護等それぞれの役割がある。⇒ 図案化
 - おくすり手帳を活用した薬物管理。
⇒ 県民の意見(かかりつけ薬局の推進)
 - 災害時における医薬品供給には薬剤師が必要である。

医薬分業の成果を考える

- 昭和49年(分業元年)から現在まで分業率は進展している。
- 医薬分業の進展に伴い、より高度な役割を求められている。
- 調剤報酬において、薬剤師の役割を明確に求めている。
 - 残薬確認、後発医薬品促進、おくすり手帳等による情報提供

医薬分業に関して一定の評価がある



一方、医薬分業(薬剤師)に対する批判もある

医薬分業を巡る声

(メリット)

- ① 医師にとって手持ちの薬に縛られず自由に処方できること
- ② 医師と独立した立場の薬剤師により処方をチェックすることにより、薬価差益による多剤投与を抑制し、薬剤の適正使用を促せること
- ③ 複数の医師による処方箋を1軒の薬局で調剤することにより重複投与や相互作用のチェックによる副作用の防止が期待できること
- ④ 処方箋を介して患者が薬の名前を知ることができ、情報公開の流れに沿うこと

(デメリットの指摘)

- ⑤ 過去の日医総研の指摘にもあるように医薬分業を進めることにより、患者に「二度手間」等の負担が発生しているのではないか
- ⑥ 特に、規制改革会議WGの指摘にもあるように診療報酬上の評価により医薬分業によって、かえって患者負担が増え、ひいては医療費が増大しているのではないか
- ⑦ そもそも会計検査院の指摘にもあるように、薬剤師が診療報酬上の評価として期待されている専門的能力を発揮していないのではないか

特定共同指導などでみられる問題事例(1)

処方内容に対する薬学的確認

- 薬事法による承認内容と異なる用法及び用量で処方されているもの
- 薬事法による承認内容と異なる適応症への使用が疑われるもの
- 薬学的に問題がある重複投与、又は併用が認められるもの
- 薬剤の処方内容より禁忌例への使用が疑われるもの
- 投与期間の上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて投与されている疑いがあるもの
- 漫然と長期に処方されているもの

9

特定共同指導などでみられる問題事例(2)

薬剤服用歴管理指導料、及び後期高齢者薬剤服用歴管理指導料

○薬剤服用歴管理記録を、処方せん受付から調剤、監査、服薬指導、投薬の各時点において活用できるよう内容の充実を図ること。

○薬剤服用歴の記録の不備が認められる。

- ・患者の服薬中の体調の変化
- ・併用薬等の情報
- ・副作用が疑われる症状の有無 等

○服薬状況、体調変化等を確認し、新たに収集した患者情報を踏まえた上で行う服薬指導の要点の記載がない又は不十分な例が認められる。

○どのような副作用等に着目して聴取を行ったかなど、薬学的な観点から聴取・確認した内容を記載するとともに、患者への指導に活用できる記録とすること。

○複数の異なる薬効を有する薬剤において、情報提供する効能効果に関する内容が患者の病状に応じたものとなっていない。

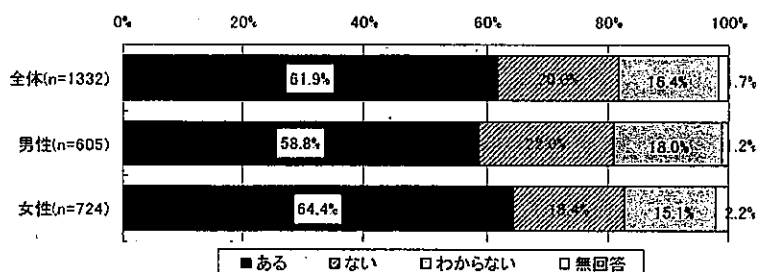
10

平成24年度診療報酬改定結果検証に係る調査 後発医薬品の使用状況調査 結果概要(速報)

(7) 薬剤情報提供文書に関する経験や考え等

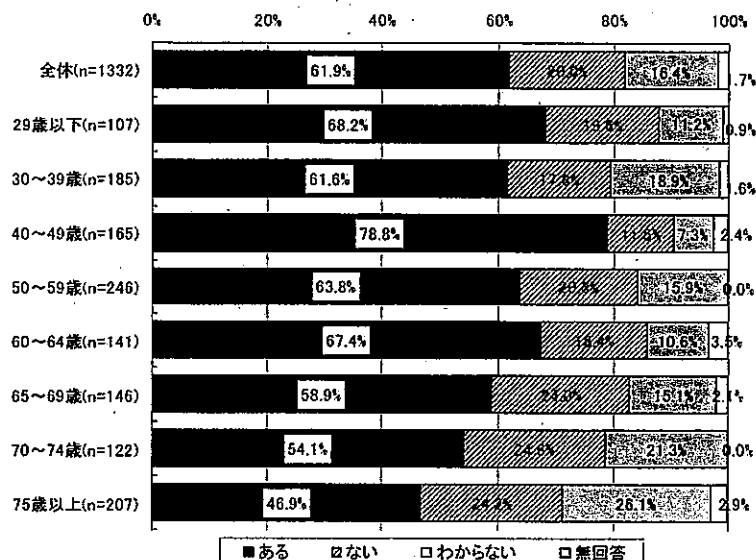
① 薬剤情報提供文書に記載の後発医薬品に関する情報を見た経験の有無

図表 224 薬剤情報提供文書に記載の後発医薬品に関する情報を見た経験の有無
(男女別)



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

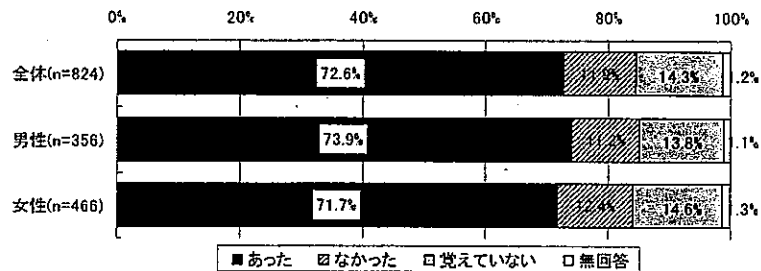
図表 225 薬剤情報提供文書に記載の後発医薬品に関する情報を見た経験の有無
(年齢階級別)



(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

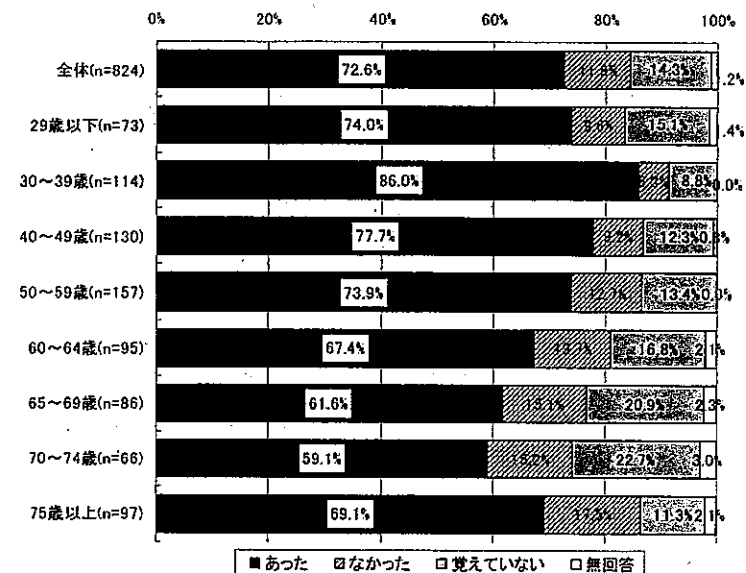
②薬剤情報提供文書における先発医薬品と後発医薬品の差額がわかる記載の有無

図表 226 薬剤情報提供文書における先発医薬品と後発医薬品の差額がわかる記載の有無（薬剤情報提供文書に記載の後発医薬品に関する情報を見た経験のある人、男女別）



(注)「全体」には、「性別」について無回答の2人が含まれる。

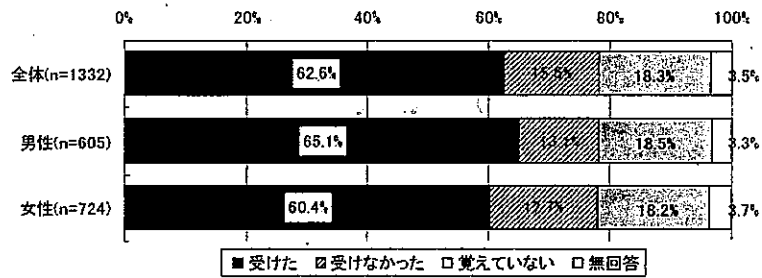
図表 227 薬剤情報提供文書における先発医薬品と後発医薬品の差額がわかる記載の有無（薬剤情報提供文書に記載の後発医薬品に関する情報を見た経験のある人、年齢階級別）



(注)「全体」には、「年齢」について無回答の6人が含まれる。

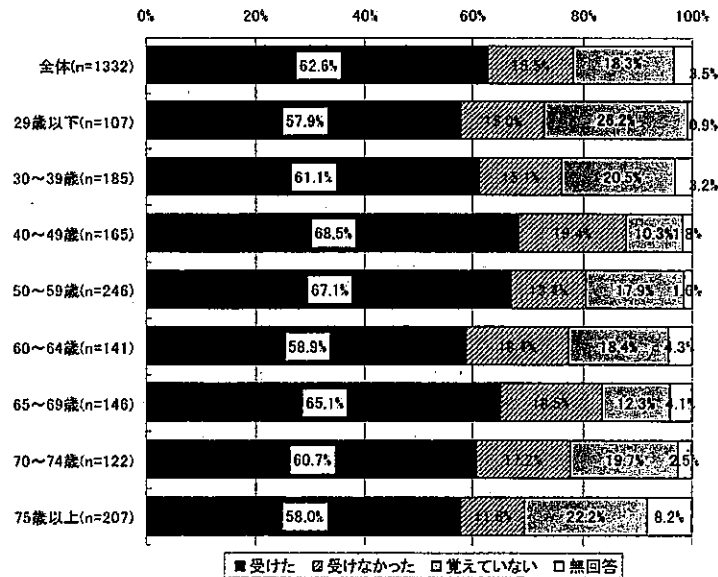
③薬剤情報提供文書を受け取った薬局で、薬剤師から後発医薬品について口頭で説明を受けたか

図表 228 薬剤情報提供文書を受け取った薬局で、薬剤師から後発医薬品について口頭で説明を受けたか（男女別）



(注)「全体」には、「性別」について無回答の3人が含まれる。

図表 229 薬剤情報提供文書を受け取った薬局で、薬剤師から後発医薬品について口頭で説明を受けたか（年齢階級別）



(注)「全体」には、「年齢」について無回答の13人が含まれる。

薬局のかかりつけ機能のさらなる向上

1. かかりつけ薬局としてふさわしいサービスとは何か
 - ① 調剤(技術料関係項目)に関する見直し
 - 後発医薬品への対応
 - ② 調剤(薬学管理料関係項目)に関する事見直し
 - ハイリスク薬の薬学的管理・指導に関する事項
 - 後発医薬品の情報提供の完全実施
 - おくすり手帳の活用(見直し)⇒残薬・重複確認による医療費の抑制
 - ③ かかりつけ薬局としての機能の洗い出し
 - 患者とのコミュニケーションの在り方(マニュアルからの脱却)
2. 在宅における薬剤師業務の実施
 - ① 在宅患者訪問薬剤管理指導等の実施
 - ② 在宅医療に関して薬剤師に求められる役割及び意識
3. 人材の確保
 - ① 個店での慢性的な薬剤師不足の解消策の検討

原点への復帰

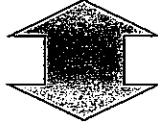
- 薬剤師は誰のために職能を発揮するのか
- 薬局を誰のために、どのように変化させるか
- 薬剤師教育の目標をどこに置くか



- 薬剤師が高い評価を受けるために
- 薬局が持つべき機能の確認
- 地域貢献のための薬剤師養成、経営基盤強化

まとめ

- 4疾病5事業から5疾病5事業+在宅医療
- 入院⇔退院(在宅療養)の地域連携が重要
- 癌⇔終末期医療、脳卒中⇔在宅介護、心筋梗塞・糖尿病⇔生活習慣改善、精神疾患⇔自殺予防
- 在宅医療(終末期医療を含む)の促進



- おくすり手帳や薬歴簿の記録に基づいた「安全で安心な薬物治療」への貢献⇔重複投薬・相互作用の確認、発見⇔「患者への論理的な説明・開示」
- ジェネリック医薬品の使用促進(医療費抑制への貢献)
- 残薬の確認による処方変更への提言
- 患者や地域住民が、薬剤師の業務を理解する⇔見える業務へ